

## 小郡市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年2月13日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年1月9日から令和6年1月26日まで
- 2 監査対象 環境経済部 生活環境課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

## 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

### （1）修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

#### ア 契約の方法及び手続について

火葬台車耐火物打替修繕工事（2件）及び主燃焼炉セラミック貼替及び天井煉瓦積替修繕工事（1件）の計3件の修繕工事を同一業者が同時期に行っているが、一括で契約しておらず、それぞれで契約締結しており、財政課の審査も受けていなかった。

公共調達については、透明性、競争性、客観性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとは疑念を抱かれることはあってはならない。透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行われたい。

#### イ 予定価格調書について

誘引送風器吸込口取替修繕工事、火葬炉ギアポンプユニット取替修繕等の河北苑の修繕工事において、予定価格調書を作成していなかった。

随意契約については、緊急を要するとき又は予定価格の額が10万円未満のときを除き、予定価格調書を作成しなければならない。適正な事務処理を行われたい。

#### ウ 緊急修繕工事について

河北苑空調用ロールフィルターの交換について、緊急修繕工事としているが、緊急を要しない修繕工事の事務手続を行っており、緊急を要するものとは認められなかった。

修繕工事の区分及び契約実務手続については、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。

## 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

### （1）調定事務（1件）

- ・調定の時期が適正でないもの

### （2）徴収事務（1件）

- ・証紙の消印を適正にしていないもの

### （3）支出事務（1件）

- ・支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

### （4）契約事務（4件）

- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの
- ・契約書及び請書の省略手続が適正でないもの
- ・暴力団関係業者排除手続が適正でないもの

### （5）公有財産管理事務（1件）

- ・経営政策部長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。